

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発、広報 ・ 研究開発 ・ 研究開発成果の提供 ・ 研修 ・ その他必要な業務 	担当部局・担当課室	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の2	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>精神障害者施策については、従来、国や地方公共団体において所要の施策を推進してきたが、一層きめ細かく推進し充実させていくためには、行政による施策に加え、精神障害者の置かれている状況を最も理解する家族等が関与する民間法人において行うことが効果的である。このような点を踏まえ、家族等の関与する民間法人が、社会復帰施設等における処遇ノウハウの研究開発をはじめ、社会復帰施設職員等の研修、啓発広報活動等を、円滑に、また継続的、安定的に実施できる体制を確保するため、当該法人を厚生労働大臣が精神障害者社会復帰促進センターとして指定する制度を設け、同センターがこれらの業務を推進することにより、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図ることとしたものである。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>同センターは、精神障害者の社会復帰の促進のため、①啓発活動、広報活動、②訓練及び指導等に関する研究開発、③その他社会復帰の促進に関する研究、④研究成果の提供、⑤研修、⑥その他必要な業務を行う。</p>		
事務・事業の目的	①啓発活動、広報活動、②訓練及び指導等に関する研究開発、③その他社会復帰の促進に関する研究、④研究成果の提供、⑤研修、⑥その他必要な業務を行うことで、精神障害者の社会復帰の促進を図る。		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	-（指定されていない）		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		

料金等・積算根拠	－（該当なし）
事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） － ○事業収入（令和3年度） －
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）：－
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	－
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性 精神障害者の社会復帰の促進のため、①啓発活動、広報活動、②訓練及び指導等に関する研究開発、③その他社会復帰の促進に関する研究、④研究成果の提供、⑤研修、⑥その他必要な業務を行うことが必要である。</p> <p>●事務・事業の妥当性 現在、指定されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難である。</p> <p>●事務・事業の有効性 現在、指定されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難である。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 精神障害者施策については、従来、国や地方公共団体において所要の施策を推進してきたが、一層きめ細かく推進し充実させていくためには、行政による施策に加え、精神障害者の置かれている状況を最も理解する家族等が関与する民間法人において行うことが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 <指定等の基準の妥当性> 精神障害者施策を一層きめ細かく推進し充実させていくためには、行政による施策に加え、精神障害者の置かれている状況を最も理解する家族等が関与する民間法人において行うことが効果的である。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性> 現在、指定されている法人がないため、評価が困難である。</p>

政策効果の把握の手法及びその結果	—
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	現在、指定されている法人はないが、精神障害者の社会復帰を促進する観点から、精神障害者社会復帰促進センターとして適切な法人から申請があった場合に備え、指定制度を維持することが望ましい。
備考	平成 19 年 6 月以降、指定されている法人がない。